

平成27年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	421人	年間	154,086人
外来	1日平均	1,088人	年間	264,384人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数286床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	243人	年間	88,938人
外来	1日平均	290人	年間	70,470人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	106人	年間	38,796人
外来	1日平均	163人	年間	39,609人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	193,487千円
第1項 医業外収益	193,487千円
第2款 中央病院事業収益	17,348,407千円
第1項 医業収益	14,384,828千円
第2項 医業外収益	2,953,579千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,111,195千円
第1項 医業収益	3,087,332千円
第2項 医業外収益	1,014,863千円

第3項 特別利益	9,000千円
第4款 こども病院事業収益	5,381,584千円
第1項 医業収益	4,136,821千円
第2項 医業外収益	1,243,763千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	193,487千円
第1項 医業費用	190,486千円
第2項 医業外費用	10千円
第3項 特別損失	2,991千円
第2款 中央病院事業費用	17,601,593千円
第1項 医業費用	17,307,800千円
第2項 医業外費用	263,793千円
第3項 特別損失	20,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,089,292千円
第1項 医業費用	3,988,458千円
第2項 医業外費用	66,467千円
第3項 特別損失	33,367千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	5,373,650千円
第1項 医業費用	5,288,405千円
第2項 医業外費用	83,245千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,278,486千円は、過年度分損益勘定留保資金721,742千円及び当年度分損益勘定留保資金556,744千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,902,690千円
第1項 企業債	1,321,900千円
第2項 負担金	572,790千円
第3項 諸収入	8,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	241,631千円
第1項 企業債	9,800千円
第2項 負担金	222,884千円
第3項 国庫補助金	8,947千円
第3款 こども病院資本的収入	509,628千円

第1項 企業債	373,900千円
第2項 負担金	133,676千円
第3項 国庫補助金	2,052千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	2,548,108千円
第1項 建設改良費	1,586,993千円
第2項 償還金	961,115千円
第2款 ころの医療センター資本的支出	443,349千円
第1項 建設改良費	162,031千円
第2項 償還金	281,318千円
第3款 こども病院資本的支出	940,978千円
第1項 建設改良費	579,035千円
第2項 償還金	361,943千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 1,321,900	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利 5.0 パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立ころの医療センター整備事業	9,800			
県立こども病院整備事業	373,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 11,605,017千円

(2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品 2,413,482千円

給食材料 35,474千円

燃 料 67,553千円

計 2,516,509千円

2 こころの医療センター事業

薬 品 207,487千円

診療材料 27,518千円

燃 料 1,230千円

計 236,235千円